

スポーツの とびら

～町を元気に！汗かきスポーツ推進委員の活動～



残暑お見舞い申し上げます。

9月に入ると、少しずつ暑さも和らいでくるとは思いますが、運動を行なうときは、体温が上昇しますので油断せず、こまめな水分・塩分補給を心がけましょう。

知っていますか？「スポーツ基本法」その1

今回は、ほんの一部ですが、スポーツ基本法を紹介したいと思います。

スポーツ基本法は、昭和36年に作られたスポーツ振興法を全文改正し、平成24年に制定されました。その前文を抜粋すると、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」と書かれています。また、この法律を基にスポーツ基本計画が作られましたが、そちらについては、機会があれば後日触れたいと思います。

私達スポーツ推進委員は、この法律の第31条及び32条に基づき、築上町教育委員会から委嘱を受け、「スポーツ基本計画」に沿って活動しています。

町民の皆様には、このような経緯をご理解の上、是非私達の活動を見守っていただきたいと思えます。また、皆様のご意見、ご要望をお聞きしたいと思えますので、その際は、生涯学習課社会教育係までご一報下さい。お待ちしております。

最後に、この法律は、スポーツに関わる全ての人々の為の法律であることをご理解いただければ幸いです。(木村 正夫)



■ 築上町海洋クラブ（マリンスポーツ教室）活動支援に参加して

期間：7月22～8月27日 主催：築上町教育委員会 場所：築上町 築城海洋センター

築城海洋センターに隣接する双子池で夏休み期間に行なわれている築上町海洋クラブ（マリンスポーツ教室）に築上町スポーツ推進委員が活動支援員として参加しました。私は8月3日に支援に赴き、その日は大変暑い日でしたが、参加の町内小学4～6年生10名は、元気に準備体操の後、カヌー・ローボート・救助艇に分かれて乗艇し、8月24日開催の県大会に向け練習を重ねていました。また、練習風景を見ていると、想像以上にみんな上手にカヌーやローボートを漕いでおり、ビックリしたことを覚えています。

その後、参加した生徒の声を聞いたところ、「今年初めて参加したが、カヌーは楽しい。来年も参加したい。(築城小4年生男子)」、「あめんぼうのように水面を滑るように進むから楽しい(下城井小6年生女子)」とそれぞれ笑顔で話してくれました。

今回、この猛暑を乗り切る元気を生徒のみんなからもらった一日となりました。(熊谷 博明)

そして、水上での実技！



スイスイ~~~~~

スイスイ~~~~~

始めは陸上での実技



お問い合わせは
生涯学習課 社会教育係（支所内線：261）まで